

消 防 学 校 概 要

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

滋 賀 県 消 防 学 校

目 次

1 滋賀県消防学校概要	
所在地	1
沿革	1
機構	1
施設	1
付属施設	2
建設費	2
主要教材備品	2
学校配置図	3
本館、寮棟平面図	3
訓練施設平面図	4
主訓練塔、副訓練塔概要	4
水難救助訓練場断面図	4
2 滋賀県消防学校規則	5
3 滋賀県消防学校入校生心得	12
4 滋賀県消防学校教育修了章交付基準	14
資料編	
1 教育訓練の種類	15
2 年度別学校教育修了者実績	16

滋賀県消防学校概要

所在地 〒521-1213

滋賀県東近江市神郷町314番地

TEL 0748-42-1000

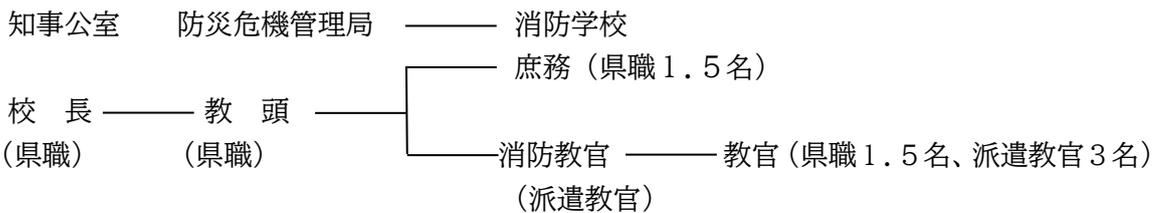
FAX 0748-42-1001

E-mail as30@pref.shiga.lg.jp

沿革

昭和38年 4月	滋賀県消防学校設置
昭和38年 6月	大津市下坂本町3146番地（後に、大津市比叡辻二丁目14番1号に住居表示変更）に滋賀県職員研修所を併設して開校
昭和60年 4月	現在の東近江市神郷町314番地に移転開校
昭和62年 3月	水難救助訓練場工事竣工
平成17年 3月	濃煙・熱気供給システム機械設備整備
平成18年 11月	滋賀県消防学校「校訓」制定
平成26年 2月	寮棟2階寮室（8室）を個室に改修
平成27年 2月	総務省消防庁より消防ポンプ自動車無償貸与
平成30年 3月	主・副訓練塔等外壁改修
令和元年 10月	総務省消防庁よりオフロードバイク・無人航空機無償貸与
令和3年 3月	管理棟・寮棟、屋内訓練場の外壁等改修
令和5年 2月	ユニットハウス設置
令和5年 3月	実火災体験型訓練（ホットトレーニング）装置設置
令和5年 10月	ユニットハウス設置

機構



施設

敷地面積		47,903.05㎡	
建物面積（延）		8,149.12㎡	
本館	3階建	1,721.13㎡	
寮棟	3階建	2,735.11㎡	（渡り廊下 32.55㎡含む）
主訓練塔	10階建	497.70㎡	（高さ 35m）
副訓練塔	5階建	329.23㎡	（高さ 17m）
設備訓練棟	2階建	160.90㎡	
補助訓練塔	2階建	15.00㎡	
水難救助訓練場		209.70㎡	（17m×25m（8コース） ※一部水深3m）

車庫棟	669.72㎡
屋内訓練場	1,529.66㎡
濃煙熱気訓練隧道	253.97㎡
危険物燃料庫	15.00㎡
自転車置場	12.00㎡

付属施設

グラウンド	300mトラック
放水訓練場	貯水槽自然還流方式
防火水槽	120㎡
ホース乾燥塔	高さ 16.15m 面積 17.80㎡
危険物消火訓練施設	21.20㎡
ユニットハウス	平屋1棟・2階建3棟
実火災体験型訓練 (ホットトレーニング) 装置	1基

建設費

用地取得造成費	544,082,000円
建築費	1,641,760,000円(90,000,000円)
設計管理調査費	63,754,000円(3,150,000円)
備品等購入費	159,100,000円(3,000,000円)
事務費	5,844,000円
合計	2,414,540,000円(96,150,000円)

()内数字は水難救助訓練場(昭和62年3月竣工)建設費で内数

主要教材備品

車 両

消防ポンプ自動車	5台	指揮車	1台
水槽付き消防ポンプ自動車	2台	小型貨物自動車	1台
救助工作車	1台	軽貨物自動車	1台
救急自動車	2台	オフロードバイク	2台

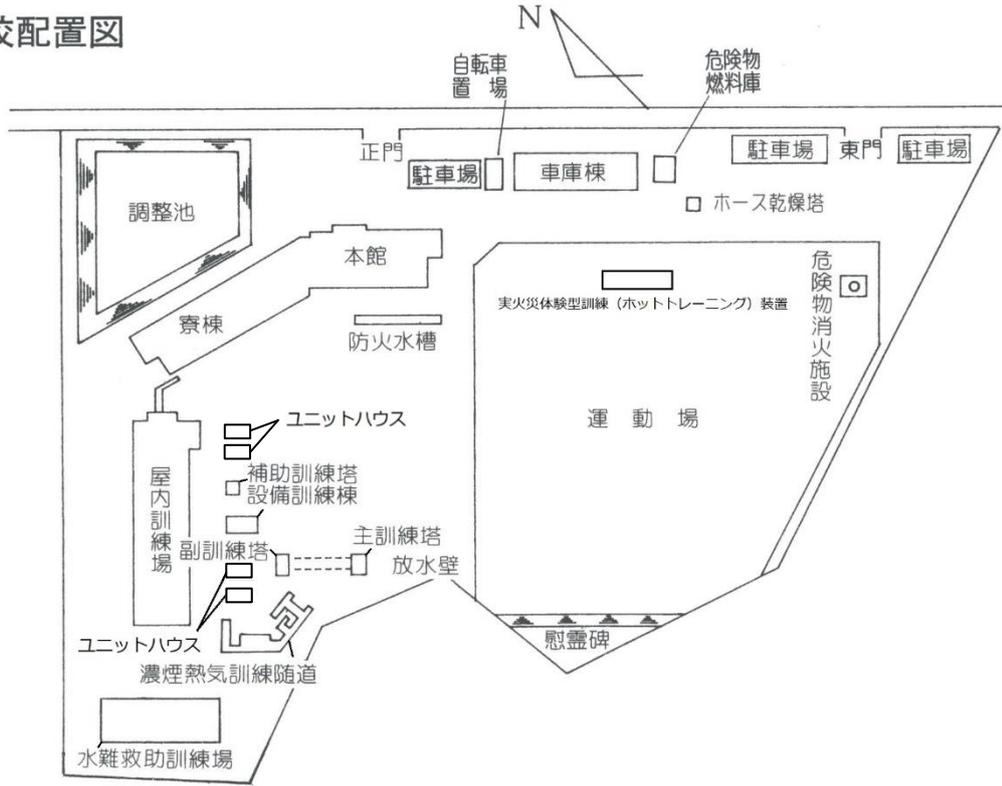
訓練用機材

インパルス消火システム、大型油圧式救助器具、画像探索機Ⅱ型、熱画像直視装置、自動式心マッサージ器、蘇生訓練用生体シミュレーター、患者監視装置、心音呼吸音聴診シミュレーター、心電図シミュレーター、高度シミュレーション人形、特殊災害除洗エアートント等一式、潜水救助資機材一式

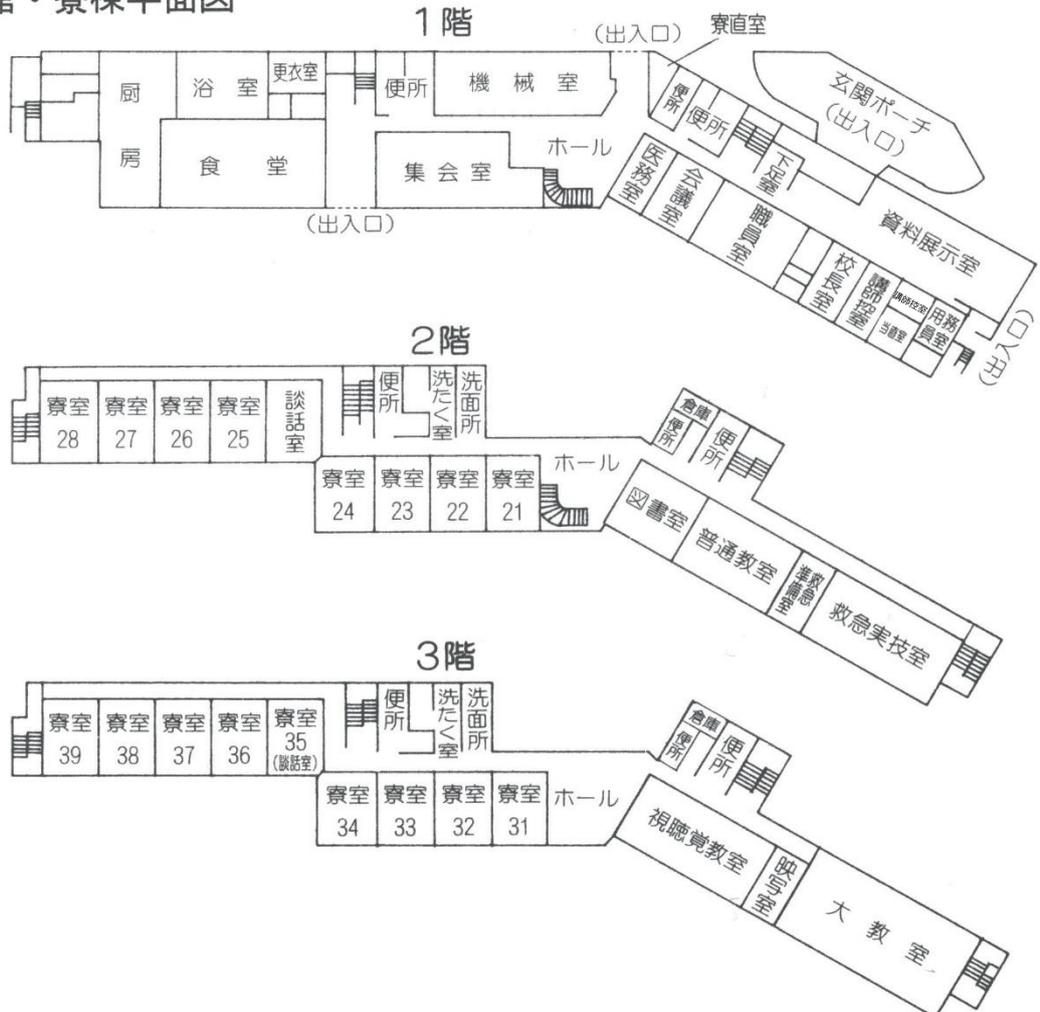
その他

コンビネーショントレーナー

学校配置図



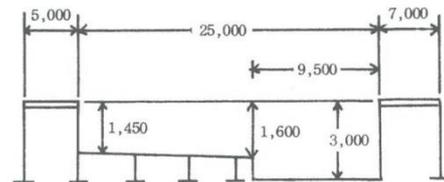
本館・寮棟平面図



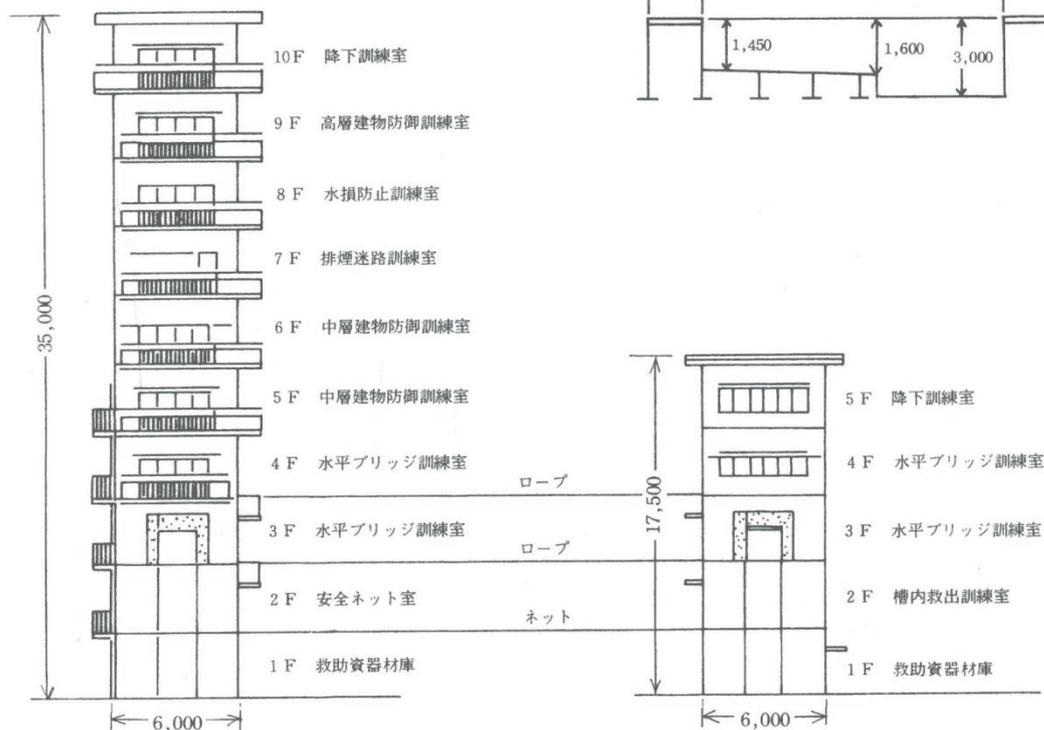
訓練施設平面図



水難救助訓練場断面図



主訓練塔 副訓練塔概要



滋賀県消防学校規則

昭和 45 年 5 月 8 日

滋賀県規則第 33 号

滋賀県消防学校規則をここに公布する。

滋賀県消防学校規則

滋賀県消防学校規則(昭和 38 年滋賀県規則第 36 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 51 条の規定に基づき設置した滋賀県消防学校(以下「学校」という。)が行う消防職員、消防団員その他消防関係職員に対する教育訓練の実施について必要な事項を定めるものとする。

(平 18 規則 72・一部改正)

(教育訓練の目的)

第 2 条 教育訓練は、消防職員、消防団員その他消防関係職員に消防の責務を正しく認識させるとともに、人格の向上、学術技能の修得、体力の練成、規律の保持および協同精神のかん養を図り、もって公正明朗かつ能率的に職務を遂行し得るようその資質を高めることを目的とする。

(教育訓練の種類)

第 3 条 教育訓練の種類は、次のとおりとする。

(1) 消防職員に対する教育訓練

ア 初任教育 新たに採用した消防職員のすべてに対して行う基礎的教育訓練

イ 専科教育 現任の消防職員に対して行う特定の分野に関する専門的教育訓練

ウ 幹部教育 幹部(消防士長以上の階級にある者をいう。以下この号において同じ。)および幹部昇進予定者に対して行う消防幹部として一般的に必要な教育訓練

(2) 消防団員に対する教育訓練

ア 基礎教育 消防団員のすべてに対して行う基礎的教育訓練

イ 専科教育 主として基礎教育を修了した消防団員に対して行う特定の分野に関する専門的教育訓練

ウ 幹部教育 幹部(班長以上の階級にある者をいう。以下この号において同じ。)および幹部昇進予定者に対して行う消防幹部として一般的に必要な教育訓練

(3) 前 2 号に掲げる教育訓練以外の教育訓練で、特別の目的のために行う特別教育訓練

2 前項第 1 号および第 2 号に規定する教育訓練の科、課程および教科目は、別紙第 1 から別表第 6 までに定めるとおりとする。

3 消防学校長(以下「校長」という。)は、別表第 1 から別表第 6 までに定める教科目を必要に応じて省略し、または付加することができる

4 第 1 項第 3 号に規定する特別教育訓練の教科目は、校長が目的に応じて適宜編成するものとする。

(平 2 規則 31・全改、平 10 規則 10・平 16 規則 3・平 21 規則 7 1・一部改正)

(教育訓練の計画)

第 4 条 校長は、毎年 3 月 31 日までに翌年度の教育訓練の計画をたて、知事の承認を得なければならない。

2 校長は、前項の計画を定めたときは、市町長、消防長および消防団長(以下「市町長等」という。)に通知するものとする。

(平 17 規則 1・一部改正)

(入校の手続き)

第 5 条 市町長等が所属の消防職員、消防団員その他消防関係職員を入校させようとするときは、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式による入校申込書に別に定める書類を添えて、校長に提出しなければならない。ただし、特別教育訓練にあつては、この限りでない。

(1) 新たに採用した消防職員
別記様式第 1 号

(2) 現任の消防職員、第3条第1項第1号ウに規定する幹部および幹部昇進予定者
別記様式第1号の2

(3) 消防団員 別記様式第1号の3

2 校長は、前項の書類を受理したときは、選考の上入校の可否を決定し、その旨を市町長等に通知するものとする。ただし、校長が特に認める場合は、当該通知を省略することができる。

(平2規則31・平10規則10・平17規則1・平21規則71・一部改正)

(入校)

第6条 市町長等は、前条第2項の規定による入校の決定があったときは、当該決定に係る者を所定の期日に入校させなければならない。

2 入校した者(以下「入校生」という。)は、学校の寄宿舎に入舎しなければならない。ただし、特別の事由により校長の承認を得たときは、この限りでない。

(平10規則10・平17規則1・一部改正)

(服務)

第7条 入校生は、学校の規則および校長の指示に従い、教育訓練に専念しなければならない。

(平10規則10・一部改正)

(退校)

第8条 校長は、入校生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者に対して退校を命ずることができる。

- (1) 正当な理由がなく出席が常でないとき。
- (2) 学校における規律を乱し、改しゅんの見込みがないとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか退校させることが適当であるとき。

2 入校生が疾病その他の理由により退校しようとするときは、退校願(別記様式第2号)に市町長等の意見書を添えて校長に提出し、その承認を得なければならない。

(平10規則10・平17規則1・一部改正)

(教育効果の測定)

第9条 校長は、入校生に対して教育訓練の効果の測定を行うことができる。

(平10規則10・一部改正)

(修了)

第10条 入校生が所定の教育を修了したときは、修了証書(別記様式第3号)を授与するとともに、消防団員にあつては別に定める滋賀県消防学校教育修了章交付基準に基づき修了章を交付する。

(平10規則10・平21規則71・一部改正)

(ほう賞)

第11条 校長は、必要と認めるときは、所定の教育を修了した者を、ほう賞することができる。

(平21規則71・一部改正)

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、校長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成2年規則第31号)

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

付 則 (平成3年規則第65号)

この規則は、平成4年1月1日から施行する。

付 則 (平成10年規則第10号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

付 則 (平成10年規則第61号)

1 この規則は、平成10年11月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にある関係規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて、これを使用することができる。

付 則 (平成16年規則第3号)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県消防学校規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

付 則（平成 17 年規則第 1 号抄）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の関係規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

付 則（平成 18 年規則第 72 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 21 年規則第 71 号）

この規則は、平成 22 年 2 月 1 日から施行する。

付 則（平成 26 年規則第 58 号）

この規則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

付 則（平成 27 年規則第 74 号）

この規則は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

別表第 1

消防職員に対する初任教育の教科目

（第 3 条関係）

（平 2 規則 31・全改、平 16 規則 3・一部改正、平 27 規則 74・一部改正）

種 目	教 科 目
基礎教育	倫理 法学基礎・消防法 消防組織制度 サービスと勤務 理化学
実務教育	予防広報 危険物 消防用設備 査察 建築 安全管理 特殊災害と保安 火災防ぎよ 火災調査 防災 救急 消防機械・ポンプ
実科訓練	訓練礼式 消防活動訓練

種 目	教 科 目
実科訓練	救助訓練 機械器具取扱訓練 消防活動応用訓練 体育
その他	実務研修 選択研修 行事その他

別表第 2

消防職員に対する専科教育の教科目

（第 3 条関係）

（平 16 規則 3・全改、平 21 規則 71・一部改正、平 27 規則 74・一部改正）

科 別	教 科 目
警防	講話 防災 警防対策 消防戦術と安全管理 図上訓練 実技訓練 事例研究 健康管理 効果測定 行事その他
特殊災害	講話 特殊災害の概論 危険性物質等に係る基礎知識および関係法令 特殊災害に対する消防活動要領 特殊災害における安全管理 図上訓練 効果測定 行事その他
予防査察	講話 予防査察行政の現状と課題 消防同意 査察 危険物規則

予防査察	違反処理 査察・違反処理実習 事例研究 効果測定 行事その他
危険物	講話 危険物行政の現状と課題 危険物化学 危険物規制 事例研究 効果測定 行事その他
火災調査	講話 原因調査関係法規 原因調査 損害調査 鑑定 調査実習 調査書類 事例研究 効果測定 行事その他
救急	救急業務および救急医学の基礎 応急処置の総論 病態別応急処置 特殊病態別応急処置 実習および行事
救助	講話 安全管理 災害救助対策 救急 救助器具取扱訓練 救助訓練 総合訓練 健康管理 効果測定 行事その他

別表第3
消防職員に対する幹部教育の教科目
(第3条関係) (平16規則3・全改)

科 別	教 科 目
初級幹部	講話 訓練礼式 消防時事 消防財政 人事業務管理 安全管理 現場指揮 事例研究 行事その他
中級幹部	講話 訓練礼式 消防時事 消防財政 人事業務管理 安全管理 現場指揮 事例研究 行事その他
上級幹部	管理職の役割 業務管理 人事管理 危機管理 事例研究 行事その他

別表第4
消防団員に対する基礎教育の教科目
(第3条関係)
(平2規則31・全改、平16規則3・一部改正)

教 科 目
講話 訓練礼式 組織制度 ポンプ操法 火災防ぎよ 防災

救急救助 緊急自動車運行管理 安全管理 行事その他

別表第5

消防団員に対する専科教育の教科目
(第3条関係)

(平2規則31・全改、平10規則10・平16規則3・一部改正)

科 別	教 科 目
警防	講話 火災防ぎよ 防災 安全管理 事例研究 行事その他
機関	講話 道路交通関係法令 緊急走行要領 ポンプ運用 機関整備 行事その他

別表第6

消防団員に対する幹部教育の教科目
(第3条関係)

(平16規則3・全改、平26規則58・一部改正)

科 別	教 科 目
初級幹部	講話 訓練礼式 現場指揮 防災 防災指導要領 安全管理 行事その他
指揮 幹部	現場指 揮課程 講話・現場指揮・安全管理 火災防ぎよ訓練 水災防ぎよ訓練 救助・救命訓練

	避難誘導訓練 災害情報収集・伝達訓練 地域防災指導訓練 行事その他
分団指 揮課程	講話・組織制度・安全管理 防災 災害対応図上訓練 事例研究 行事その他

別記

様式第1号(第5条関係)

(平10規則10・平21規則71・全改、平10規則61・平16規則3・平17規則1・一部改正)

入 校 申 込 書						
						番 号
						年 月 日
滋賀県消防学校長 様						
消防長						
氏 名						
貴校消防職員初任教育に下記の者を入校させたいので申し込みます。						
なお、健康診断の結果、特に異常ないものと認めます。						
記						
番号	階級	所属・職 名	氏 名	ふりが な	年齢	備考
※健康診断の結果等で、特記事項があれば備考欄に記入してください。						
消防長 様						
滋賀県消防学校規則第5条第2項の規定に基づき、上記の職員の入校を許可します。						
年 月 日						
滋賀県消防学校長						印

様式第1号の2 (第5条関係)

(平10規則10・平21規則71・全改、平10規則61・平16規則3・平17規則1・一部改正)

入 校 申 込 書

番 号
年 月 日

滋賀県消防学校長 様

消防長
氏 名

貴校消防職員○○教育に下記の者を入学させたいので申し込みます。

記

番号	階級	所属・職名	氏名	ふりがな	年齢	初任教育	備考

注1 初任教育修了年度を初任教育欄に記入してください。
(例：平成●年度終了の場合、H●)

注2 当校で直近の修了済みの教育訓練名と修了年度を備考欄に記入してください。

消防長 様

滋賀県消防学校規則第5条第2項の規定に基づき、上記の職員の入学を許可します。

年 月 日

滋賀県消防学校長 印

様式第1号の3 (第5条関係)

(平10規則10・平21規則71・全改、平10規則61・平16規則3・平17規則1・一部改正)

入 校 申 込 書

番 号
年 月 日

滋賀県消防学校長 様

消防団長
氏 名
担当者氏名
連絡先

貴校消防団員○○教育に下記の者を入学させたいので申し込みます。

記

番号	階級	氏 名	ふりがな	年齢	第1日目	第2日目	備考

※当校で直近の修了済みの教育訓練名と修了年度を備考欄に記入してください。該当のない場合は「該当なし」と記入してください。
また、指揮幹部科現場指揮課程および分団指揮課程は、備考欄に分団名を記入してください。

様式第2号 (第8条関係)

(平10規則61・平16規則3・平21規則71・一部改正)

退 校 願

年 月 日

滋賀県消防学校長様

教育名
所属階級
氏 名

下記の理由により退校したいので、関係書類を添えてお願いします。

記

理由

様式第3号（第10条関係）

（平21規則71・一部改正）

	第	号
修了証書		
氏名		
滋賀県消防学校	教育を修了したことを証する	
年	月	日
滋賀県消防学校長	氏名	印

滋賀県消防学校入校生心得

(総則)

第1条 滋賀県消防学校に入校した者(以下「入校生」という。)は滋賀県消防学校規則によるほか、この心得を守ること。

第2条 入校生は、使命と責務を自覚し、常に規律を守り、品位を保ち、人格の向上、消防知識の修得に努め、互いに親和すること。

第3条 入校生は校長以下職員の指示に従うこと。

第4条 入校生の日課および日課の指示伝達方法は別に定める。

第5条 入校生は常に校舎内外および身の清浄整頓につとめること。

第6条 入校生は校内において放歌、高声を発する等他人に迷惑をかけないこと。

第7条 入校生は火気の取扱いには特に注意すること。

第8条 入校生は校内の施設、備品および貸与品の取扱いに注意し、万一破損紛失したときは、直ちに職員に届け出ること。

第9条 入校生はこの心得に定めるほか共同生活に必要な事項は、良識を持って自主的に行動すること。

(総代、副総代、部屋長、日直および寮直)

第10条 校長は入校生の互選により総代、副総代を任命する。

第11条 総代は入校生を指揮して、行動に規律あらしめるとともに学校との連絡および入校生相互の扶助親睦をはかることとし、副総代は総代の補助をすること。

第12条 各寮室に部屋長(分隊長)を置く。部屋長の任命は入寮室毎に入校生の互選により決定する。部屋長は室内における規律保持ならびに学校、総代等により各室毎の指示伝達、調整を行い、その他室内における入校生相互の扶助親睦をはかること。

第13条 入校生は1人または2人の輪番で日直および寮直勤務につくこと。

2 勤務時間、勤務内容は次のとおりとする。

(1) 日直

ア 勤務時間

午前8時30分から授業終了時まで

イ 勤務内容

(ア) 授業の連絡

(イ) 校内の火災、盗難、保健その他の事故防止

(ウ) その他特に命じられた事項

(2) 寮直

ア 勤務時間

午後5時から翌日の午前8時30分まで
ただし、勤務場所は午後5時から午後9時30分までは寮直室とする。

イ 勤務内容

(ア) 時間外における学校その他からの入校生に対する指示連絡

(イ) 時間外の電話の取次

(ウ) 時間外における校内の火災、盗難、保健その他の事故防止

(エ) その他特に命じられた事項

3 日直および寮直は翌日の午前8時30分に日誌に所定の事項を記載して職員に提出し、事故の有無ならびに勤務終了報告をすること。

(点検・点呼)

第14条 点検はあらかじめ指定された指揮者の指揮のもとに校長、教頭または消防教官を点検者として適宜行う。

第15条 点呼は起床時および就寝前に寮直指揮のもと当直職員が行う。

(非常呼集)

第 16 条 消防活動の機敏性を養うため、随時非常呼集を行う。

2 非常呼集の放送があったときは指定した服装により所定の場所に集合し、職員の指揮を受けること。

(授業)

第 17 条 入校生は授業開始の合図があったときは直ちに所定の場所に集合して講師の来場を待つこと。

2 講師の来場および退場のときは日直の指揮により起立して敬礼を行うこと。

第 18 条 入校生は授業中やむをえない理由により自席を離れようとするときは、講師の許可を得ること。

(日課時間)

第 19 条 起床、就寝その他の生活時間は別途指示することとする。

(物品の整理整頓)

第 20 条 寝具その他の所持品は所定の場所に整頓し、非常事態に際しすみやかに応ずる準備を怠らないこと。

(疾病および休業)

第 21 条 疾病にかかったときは、職員に連絡して指示を受けること。

第 22 条 疾病その他の事故のため、授業を受けることができないときは職員の指示を受けること。

(外出および外泊)

第 23 条 すべて外出、外泊するときは、職員の許可を受けること。

(その他)

第 24 条 この心得に定めるものについては、校長が特に認める場合はこの限りではない。

2 この心得に定めるもののほか、必要な事項は校長が別に定める。

滋賀県消防学校教育修了章交付基準

(平成27年3月1日)

(滋消学第26号)

1 交付目的

滋賀県消防学校教育を修了した消防団員に消防の責務を自覚させるとともに、団員としての誇りを持たせ、志気の高揚を図ることを目的として交付する。

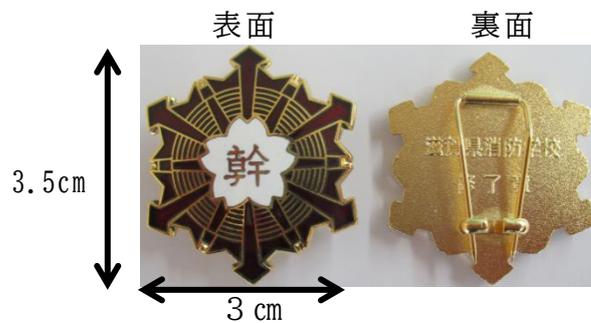
2 交付対象者

滋賀県消防学校教育修了章（以下「修了章」という。）は、滋賀県消防学校において行う教育（基礎教育、専科教育、幹部教育）を修了した消防団員に対して交付する。

3 修了章の書別および形状

種別	科別	形（色）別
1 基礎教育		地（黄色）、桜の部分（青色）、文字（学）
2 専科教育	警防	地（白色）、桜の部分（赤色）、文字（警）
	機関	// // 文字（機）
3 幹部教育	初級	地（赤色）、桜の部分（白色）、文字（幹）
	指揮	// // 文字（指揮）

図



4 修了章の着用

修了章は消防団員が制服を着用したときは常にこれを上衣の右胸下につけること。

ただし、サービス上支障のあるときは、この限りではない。

教育訓練の種類

教育種別		時間数 (時間)	対象者	備考		
消防職員	初任教育	824	新任消防職員	全寮制		
	専科教育	警防科	70	消防司令補または消防士長（消防副士長）の階級にあって警防業務に従事する者	全寮制	
		特殊災害科	49	消防司令補または消防士長（消防副士長）の階級にある者	全寮制	
		予防査察科	70	予防査察業務に従事する者	全寮制	
		危険物科	35	危険物規制業務に従事する者	全寮制	
		火災調査科	70	火災調査業務に従事する者	全寮制	
		救急科	287	新しく救急業務に従事しようとする者	全寮制	
		救助科	175	警防業務経験5年程度の者で、救助業務に従事している者もしくはその予定の者	全寮制	
	幹部教育	初級幹部科	70	主として消防司令補の階級にある者（消防士長の階級にある者であって、部隊または係の長である者を含む。）	全寮制	
		中級幹部科	49	主として消防司令の階級にある者（消防司令補の階級にある者であって、組織の管理を職務とする者を含む。）	全寮制	
		上級幹部科	21	主として消防司令長の階級にある者（消防管理職員で課長級または課長補佐の職にある者を含む。）	全寮制	
	特別教育	特別幹部教育	4～6週間	消防司令補または消防士長の階級にある者	全寮制	
		水難救助教育	70	水難救助の専門的知識および技術の修得を必要とする者で、水難救助に対応できる泳力があり、定期健康診断において異常が認められない者であり高気圧作業安全衛生規則第四十一条各号に該当しない者	全寮制	
		指揮隊教育	35	消防司令または消防司令補の階級にあって現場指揮を行う者	全寮制	
		体育指導員教育	14	主として消防司令補の階級にある者で、体力管理指導に従事している者またはその予定にある者	通学制	
		はしご自動車等操作員教育	21	現にはしご自動車等の運用に従事している者またはその予定にある者で、はしご自動車等の安全な運用について責任を有する者	通学制	
		女性消防職員教育	6	女性消防職員等	通学制	
		救助隊長教育	70	救助業務に従事している者またはその予定の者のうち、消防司令補または消防士長の階級にあって専科教育救助科を修了した者	全寮制	
		通信指令教育	35	通信指令業務に従事する者、または通信指令業務に従事する予定の者	全寮制	
		緊急消防援助隊受援教育	21	緊急消防援助隊業務に携わる可能性のある消防士長以上の者	全寮制	
消防団員	基礎教育	14	新任の消防団員			
	専科教育	警防科	12	機関科の修了者または3年以上の消防団経験を有する者		
		機関科	12	基礎教育の修了者または2年以上の消防団経験を有する者		
	幹部教育	初級幹部科	12	班長の階級にある者（班長昇進予定者を含む）		
		指揮幹部科	現場指揮課程	14	部長または部長と同等の実務経験を有する班長	
			分団指揮課程	7	分団長および副分団長の階級にある者	
特別教育	最高幹部教育	3	団長および副団長の階級にある者			
その他	ポンプ操法指導員養成講習	各6	滋賀県消防操法訓練大会への出場を目的として、滋賀県消防操法訓練大会実施要領に基づき、消防ポンプ操法の指導を行ってきた実績を有する消防職員および消防団員			

年度別学校教育修了者実績

教育別・年度別		昭和38年	39	40	41	42	43	44	45	46	47	
消防職員	初任教育	16	15	12	14	15	13	21	39	33	101	
	専科教育	運転技術科	3	2	1	1						
		無線科	7				13		3			
		原因調査科		11			9	10				
		機関科		7	5							
		救急科			10		9	13	7		16	
		救助科				8	9	7	5			
		火災予防科				12		16	10	13		
		警防科					14					
	救急指導科							12				
	幹部教育		5					19	12	16	7	
	特別教育 (現任科)	7						10	14	10		
	消防職員計	33	40	28	35	69	59	87	78	75	108	
消防関係職員	普通教育						25	240	174	188	140	
	専科教育	運転技術科	12	6	6	11						
		無線科	21						2			
		原因調査科		51		12						
		機関科		68	27	33	50	75	47	96	71	96
		救急科			16							
		警防科				15	25					
		火災予防科					6		17			
	指導員科								32			
	幹部教育	初級幹部科						22	43	25	34	20
		中級幹部科	128	70	56	43	16	54	14	25	60	17
		上級幹部科	47	8		14	5		7	12		7
	特別教育	主任科	38	15	8	37				17		
消防関係職員計	246	218	113	165	102	176	370	381	353	280		
学校教育計	279	258	141	200	171	235	457	459	428	388		
その他	特別入校					518	307	554	444	583	468	
	現地訓練					3,643	3,541	1,844	780	220		
	その他計					4,161	3,848	2,398	1,224	803	468	
総計	279	258	141	200	4,332	4,083	2,855	1,683	1,231	856		

教育別・年度別		昭和48年	49	50	51	52	53	54	55	56	57	
消防職員	初任教育	110	92	59	41	47	44	51	46	57	47	
	専科教育	運転技術科										
		無線科										
		原因調査科										
		機関科										
		救急科	5					36	95	97	242	104
		救助科										
		火災予防科						27	27			
		警防科										
	救急指導科											
	幹部教育	7	33	43	17	25	29	36	38	36	59	
	特別教育 (現任科)					25	26	24	24	24	24	
	消防職員計	122	125	102	84	97	162	233	205	359	234	
消防団員 消防関係職員	普通教育	153	138	143	67	20		63	45		71	
	専科教育	運転技術科										
		無線科										
		原因調査科										
		機関科	120	25	49	40	45	19	35	45	62	88
		救急科										
		警防科										
		操法科				146	107	118	111	204	146	161
		火災予防科 指導員科			31							
	幹部教育	初級幹部科	45	53	63	50	49	40			46	52
		中級幹部科	17	29	30	34	19	46	20	47	36	27
		上級幹部科				33	23	40	44	36	38	39
	特別教育	主任科				107	45					
	消防団員関係職員計	335	245	316	477	308	263	273	377	328	438	
学校教育計	457	370	418	561	405	425	506	582	687	672		
その他	特別入校	607	284	56	648	454	476	330	339	209	234	
	現地訓練									532	47	
	その他計	607	284	56	648	454	476	330	339	741	281	
総計	1,064	654	474	1,209	859	901	836	921	1,428	953		

教育別・年度別		昭和58年	59	60	61	62	63	平成元年	2	合計	
消 防 職 員	初 任 教 育	32	32	30	28	32	34	35	39	1,135	
	専科教育	運 転 技 術 科									7
		無 線 科									23
		原 因 調 査 科									30
		機 関 科									12
		救 急 科 (再教育)	77	55	40	37	40	40	31	39	993
		救 助 科 (水難救助)			19	15	21	23	22	23	152
		火 災 予 防 科 (査 察)			23	19	18		19	19	224
		警 防 科 (梯 子)			22	23	23	21	22	24	167
		救 急 指 導 科					18				12
		幹 部 教 育	52		48	50	48	47	52	49	728
	特 別 教 育 (現 任 科)	24	23	24	24	24				333	
	消 防 職 員 計	185	110	206	230	269	223	218	232	4,008	
	消 防 団 員 消 防 関 係 職 員	普 通 教 育	62	35	35	18	68	136	107	97	2,025
専科教育		運 転 技 術 科									35
		無 線 科									23
		原 因 調 査 科									63
		機 関 科	87	57	32	41	37	61	37	41	1,484
		救 急 科									16
		警 防 科				17	20	29	26	23	155
		操 法 科	152	140	238	439	406	354	354	338	3,414
		火 災 予 防 科 指 導 員 科									23 63
幹 部 教 育		初 級 幹 部 科		36	30	30	25	30	27	30	750
		中 級 幹 部 科	30	24	18	33	35	23	26	25	1,002
		上 級 幹 部 科	43		36	42	46	46	47	48	661
特 別 教 育		主 任 科									267
消 防 団 員 関 係 職 員 計		374	292	389	620	637	679	624	602	9,981	
学 校 教 育 計	559	402	595	850	906	902	842	834	13,989		
そ の 他	自 衛 消 防 隊				119	110	149	127	116	621	
	特 別 入 校	129	90	2,167	1,228	1,060	884	990	1,067	14,126	
	現 地 訓 練	59	30	44	60	15	20			10,835	
	そ の 他 計	188	120	2,211	1,407	1,185	1,053	1,117	1,183	25,582	
総 計	747	522	2,806	2,257	2,091	1,955	1,959	2,017	39,571		

教育別・年度別			平成3年	4	5	6	7	合計	
消防職員	初任教育		40	41	65	50	39	1,370	
	救急科	I課程		45	54			1,638	
		II課程	79	88	83	149	147		
	(再教育)							144	
	専科教育	救助科		23	21	24	24	24	268
		(水難救助)		18	14	19	13	14	126
		火災予防科		20	22	20			286
		予防科					20	20	40
	警防科		22	24	23	24	28	288	
	幹部教育		41	21	22	31	34	877	
	特別教育		24	27	115	117	111	727	
消防職員計		267	303	425	428	417	5,848		
消防団員	普通教育		101	125	165	122	142	2,680	
	専科教育	機関科	57	49	48	68	77	1,783	
		警防科	36	23	30	34	26	304	
		操法科	253	283	401	372	346	5,069	
	幹部教育	初級幹部科		32	28	43	43	36	932
		中級幹部科		34	37	37	46	41	1,197
		上級幹部科		11	50	43			765
		最高幹部科					46	43	89
	特別教育		106	70	147	343	272	1,205	
	消防団員計		630	665	914	1,074	983	14,247	
学校教育計			897	968	1,339	1,502	1,400	20,095	
その他	自衛消防隊		134	134	122	124	119	1,254	
	特別入校		299	322	427	851	255	16,280	
	その他計		433	456	549	975	374	28,369	
総計			1,330	1,424	1,888	2,477	1,774	48,464	

教育・年度別		平成8年	9	10	11	12	13	14	15	合計	
消 防 職 員	初 任 教 育	38	45	36	30	27	42	34	32	1,654	
	専 科 教 育	救 急 科	51	60	53	49	50	50	41	42	2,178
		救 助 科	24		25		29		30		376
		(水 難 救 助 科)	15	18	17	22	21	19	22		260
		火 災 予 防 科					27		29		342
		予 防 科	22	22	26	23		21		22	176
	警 防 科		28		23		22		26	387	
	幹 部 教 育	34	51	48	48	55	49	56	55	1,273	
	特 別 教 育	103	101	27	55	46	51	41	69	1,220	
消 防 職 員 計	287	325	232	250	255	254	253	246	7,950		
消 防 団 員	普 通 教 育	170	181	184	32	11		13		3,271	
	専 科 教 育	機 関 科	76	82	82	78	78	76	89	79	2,423
		警 防 科	22	37	17	21	19	24	15	26	485
		操 法 科	169	144	149	307	393	362	146	122	6,861
	幹 部 教 育	初 級 幹 部 科	35	54	28	34	30	50	37	41	1,241
		中 級 幹 部 科	44	53	45	48	41	35	53	58	1,574
		最 高 幹 部 科	48	48	49	47	47	50	50	49	477
	特 別 教 育	267	140	154	274	242	305	480	458	3,525	
消 防 団 員 計	831	739	708	841	861	902	883	833	20,845		
学 校 教 育 計	1,118	1,064	940	1,091	1,116	1,156	1,136	1,079	28,795		
そ の 他	自 衛 消 防 隊	124	129	138	109	112	113	103	110	2,192	
	特 別 入 校	141	154	146	289	72	123	261	80	17,546	
	そ の 他 計	265	283	284	398	184	236	364	190	30,573	
総 計	1,383	1,347	1,224	1,489	1,300	1,392	1,500	1,269	59,368		

教育・年度別		平成16年	17	18	19	20	21	22	23	24	25	合計	
消防職員	初任教育	54	66	39	35	66	77	50	54	51	63	2,209	
	専科教育	警防科		23		25		20		25		24	504
		火災調査科	27		23		20		24		27		151
		予防査察科		20		22		21		23		22	626
		特殊災害科	27	26	23		21		19		19		135
		救急科	43	49	42	39	39	45	44	53	61	66	2,659
		救助科	27		25			23		24		26	501
		危険物科							20		20		40
	幹部教育	水難救助科	15	18	20		18						331
		初級幹部科		25		25		17		20		17	104
		中級幹部科	27		24		19		16		19		105
	特別教育	上級幹部科		17		16		17		16		14	80
		はしご自動車等操作員教育	23									18	41
		特別幹部教育	18	20	16	15	17	24	19	22	22	9	182
		最高幹部教育	10	9	8	8	8						43
		山岳救助教育		29		22	19		18				88
		救急救命士気管挿管講習	29	26	29	23		22					129
		水難救助上級教育				17		14		14			45
		水難救助教育							19		16	17	52
		救急救命士薬剤投与講習					19		21		18		58
危険物教育						19						19	
指揮隊教育										21	21		
体育指導員教育									32	30	62		
消防職員計		300	328	249	247	265	280	250	251	285	327	10,732	
消防団員	基礎教育					19	24	22	274	419	595	502	5,126
	専科教育	機関科	95	79	80	92	98	97	98	88	72	74	3,296
		警防科	11	17	11	47	40	36	42	24	25	24	762
	幹部教育	初級幹部科	31	55	56	64	59	48	53	60		78	1,745
		中級幹部科	66	64	57	52	72	37	54		57	43	2,076
	特別教育	ポンプ操法教育		230	195	168	163						7,617
		最高幹部教育	30	27	24	23	21	43	46	70	145	62	968
		一日入校	269	200	171	161	176	176					1,153
消防団員計		732	637	567	621	490	459	567	661	894	783	27,256	
学校教育計		1,032	965	816	868	755	739	817	912	1,179	1,110	37,988	
その他	自衛消防隊		103	62	29	67	27	56					2,536
	一日入校（防災教育）		213	355	389	394	248	44	108	150	324	223	19,994
	ポンプ操法指導員養成講習						93	90	98	96	90	86	553
	その他計		316	417	418	461	368	190	206	246	414	309	33,918
総計		1,348	1,382	1,234	1,329	1,123	929	1,023	1,158	1,593	1,419	71,906	

教育・年度別		平成26年	27	28	29	30	令和元年	2	3	4	5	合計	
消防職員	初任教育	60	51	56	51	49	55	57	64	54	56	2,762	
	専科教育	警防科		26		24	24	25	23	22	24	23	695
		火災調査科	24		26		26			26		26	279
		予防査察科	26	27	25	23		26			26		779
		特殊災害科	24		25		24			23		24	255
		救急科	68	65	66	55	41	49	48	58	51	49	3,209
		救助科	26	26	25	23	22	22		23	24	24	716
	幹部教育	危険物科		21		17	17			18		16	129
		初級幹部科		17		17		15			16		169
		中級幹部科	19		20		18			16		16	194
	特別教育	上級幹部科	14	12	11		10			9		10	146
		はしご自動車等操作員教育		22		17		10			21		111
		特別幹部教育	8	7	7	7	7	7	7	6	7	7	252
		水難救助教育	21	15	15	18	18	14		14	17	17	201
		指揮隊教育		24		23		22			24		114
		体育指導員教育	25		22		22			18		17	166
	女性消防職員教育								18	15	15	48	
	消防職員計	315	313	298	275	278	245	135	315	279	300	13,485	
	消防団員	基礎教育	562	594	602	575	534	487	546	304	427	298	10,055
専科教育		機関科	83	83	93	118	99	105		95	114	106	4,192
		警防科	37			64		23			42		928
幹部教育		初級幹部科	49	43	64	51	58	53		53	73	59	2,248
		指揮幹部科	7	11	22	13	15	13	2	10	13	13	119
		現場指揮課程	52	49	52	34	38	52	57	43	33	35	445
特別教育		分団指揮課程	69	42	46	29	38	27		43	37	35	366
		最高幹部教育	65	62	60	73	62	59		43	59	49	1,500
消防団員計	924	884	939	957	844	819	605	591	798	595	35,212		
学校教育計	1,239	1,197	1,237	1,232	1,122	1,064	740	906	1,077	895	48,697		
その他	一日入校	220	354	246	194	244	212	6				21,470	
	ポンプ操法指導員養成講習	88	83	86	86	86	85			81	75	1,223	
	女性消防職員研修				21	18	29					68	
	実火災体験型訓練講習										52	52	
	その他計	308	437	332	301	348	326	6	0	81	127	36,184	
総計	1,547	1,634	1,569	1,533	1,470	1,390	746	906	1,158	1,022	84,881		